平成２９年（フ）第４６６号
千葉市若葉区桜木３丁目１番14号　ユウ・サンパレスＢ103号
債務者　佐々木康徳
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
新潟市西区寺地2052番地
債務者　坂井美和子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２４号
新潟市西区青山４丁目４番20号　メゾン青山台702号
債務者　小林　清子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３９号
新潟市西蒲区巻甲2174番地
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０号
新潟市東区東明８丁目１番23号　メゾン東山201号、前住所新潟市西蒲区仁箇1045番地３（旧住所）新潟市東区東明６丁目６番地４
セジュールジュン201号
債務者　清水多津巳
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４２号
新潟市南区西萱場73番地２　ルピナス５207号、前住所新潟市南区大通南３丁目181番地
債務者　小出　　正
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４８号
新潟市秋葉区川口397番地７
債務者　齋藤　正夫
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６３号
新潟市西区東青山１丁目９番地２　第１リトル中山102号
債務者　渡部　三郎
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０７号
山梨県甲府市国母２丁目９番14号　ストラートハウスＡ203
債務者　小澤ふみ子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
山梨県甲府市山宮町3037番地３　サンヒルズ山宮203
債務者　松山　智志
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
山梨県中央市布施1654番地５　ニューアート105、前住所山梨県中央市臼井阿原434番地23
債務者　石原　　勝
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
長野県北安曇郡池田町大字池田2178番地１　フレグランスファースト102号室
債務者　佐藤　敏光
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１３２号
岐阜市月ノ会町１丁目12番地61（メゾンサンアイ201号室）、前住所岐阜市茜部神清寺１丁目66番地
債務者　小林　孝男
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
静岡県賀茂郡南伊豆町加納582番地の１　湯ノ川温泉マンション103号室
債務者　高橋　尚子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第３３号
滋賀県東近江市中小路町654番地　パラシオⅡ　202号室、前住所滋賀県東近江市中小路町588番地１　フォルサ寮１号館205号室
債務者　富谷　莉恵
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３９号
滋賀県彦根市平田町115番地（114号）
債務者　関　　和子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
大津地方裁判所彦根支部